

## エリザベト音楽大学

## 受講者数

学部名	H22	H23	H24
音楽学部	7	3	3

研究科名	H22	H23	H24
音楽研究科(M)	2	2	0

## (大学)

開設学部名 音楽学部  
所在地 〒730-0016 広島県広島市中区鞆町4-15  
問い合わせ先 TEL:082-225-8015  
ホームページ <http://www.eum.ac.jp/>  
アドレス  
入学資格 大学における学修・研究に積極的な意欲があり、希望する講義等に必要な基礎知識をもつ者で、本大学が適当と認めた者とする。

入学時期 [前]:4月 [後]:9月  
在学期間 6ヶ月または1年,更新可  
履修可能科目・単位数 論文指導および個人指導実技は履修不可  
授業料等 平成24年度(実績)  
[検]なし  
[入]30,000円(過去2年間の科目等履修生在籍者を除く)  
[授]30,000円(1単位)  
登録料2,500円(各学期)  
出願期間 (平成24年実績)  
[前]:平成24年3月2日~12日  
[後]:平成24年9月4日~11日  
単位認定時期 [前]:8月 [後]:2月

## (大学院)

開設研究科名 音楽研究科  
所在地 〒730-0016 広島県広島市中区鞆町4-15  
問い合わせ先 TEL:082-225-8015  
ホームページ <http://www.eum.ac.jp/>  
アドレス  
入学資格 大学を卒業した者,またはこれと同等以上の学力を有する者で,本大学院において適当と認められた者とする。  
入学時期 [前]:4月 [後]:9月  
在学期間 6ヶ月または1年,更新可  
履修可能科目・単位数 論文指導および個人指導実技は履修不可  
授業料等 平成24年度(実績)  
[検]なし  
[入]30,000円(過去2年間の科目等履修生在籍者を除く)  
[授]40,000円(1単位)  
[その他]登録料2,500円(各学期)  
出願期間 (平成24年実績)  
[前]:平成24年3月2日~12日  
[後]:平成24年9月4日~11日  
単位認定時期 [前]:8月 [後]:2月

# 県立広島大学

平成17年4月、県立3大学（県立広島女子大学、広島県立大学、広島県立保健福祉大学）再編・統合

開設学部・ 広島キャンパス

研究科名 人間文化学部，経営情報学部，  
総合学術研究科（人間文化学専攻，経営情報学  
専攻）

庄原キャンパス

生命環境学部，総合学術研究科（生命システム  
科学専攻）

三原キャンパス

保健福祉学部，総合学術研究科（保健福祉学専  
攻）

所在地・ 人間文化学部，経営情報学部，総合学術研究科  
問い合わせ先（人間文化学専攻，経営情報学専攻）

〒734-8558 広島市南区宇品東一丁目1番71号

TEL:082-251-9720（広島キャンパス教学課）

生命環境学部，総合学術研究科（生命システム  
科学専攻）

〒727-0023 庄原市七塚町562番地

TEL:0824-74-1700（庄原キャンパス教学課）

保健福祉学部，総合学術研究科（保健福祉学専  
攻）

〒723-0053 三原市学園町1番1号

TEL:0848-60-1126（三原キャンパス教学課）

ホームページ  
アドレス

<http://www.pu-hiroshima.ac.jp/>

入学資格

（大学）

本学に入学することができる者は、次の各号の  
いずれかに該当する者とする。

- (1) 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において学校教育における12年の課程  
を修了した者又はこれに準じる者で文部科学  
大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課  
程を有するものとして認定した在外教育施設  
の当該課程を修了した者
- (5) 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上  
であることその他の文部科学大臣が定める基  
準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が  
別に指定するものを文部科学大臣が定める日  
以降に修了した者
- (6) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第  
11号）第150条第1項第4号の規定により文部  
科学大臣の指定した者
- (7) 高等学校卒業程度認定試験規則（平成17年  
文部科学省令第1号）による高等学校卒業程  
度認定試験に合格した者（同規則附則第2条

の規定による廃止前の大学入学資格検定規程  
（昭和26年文部省令第13号）による大学入学  
資格検定に合格した者を含む。）

- (8) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第90条  
第2項の規定により大学に入学した者であっ  
て、大学における教育を受けるにふさわしい  
学力があると認めたもの
- (9) 個別の入学資格審査により、高等学校を卒  
業した者と同等以上の学力があると学長が認  
めた者で、18歳に達したもの

（大学院）

1 修士課程に入学することができる者は、次  
の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号。以下  
「学校教育法」という。）第83条に定める大学  
を卒業した者
  - (2) 学校教育法第104条第4項の規定により独  
立行政法人大学評価・学位授与機構から学士  
の学位を授与された者
  - (3) 外国において、学校教育における16年の課  
程を修了した者
  - (4) 外国の学校が行う通信教育における授業科目  
を我が国において履修することにより当該外国  
の学校教育における16年の課程を修了した者
  - (5) 我が国において、外国の大学の課程（その修  
了者が当該外国の学校教育における16年の課程  
を修了したとされるものに限る。）を有するも  
のとして当該外国の学校教育制度において位置  
付けられた教育施設であって、文部科学大臣が  
別に指定するものの当該課程を修了した者
  - (6) 専修学校の専門課程（修業年限が4年以上  
であることその他の文部科学大臣が定める基  
準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が  
定める日以降に修了した者
  - (7) 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第  
11号。以下「学校教育法施行規則」とい  
う。）第155条第1項第6号の規定により文部  
科学大臣の指定した者
  - (8) 学校教育法第102条第2項の規定により大  
学院に入学した者であって、大学院における  
教育を受けるにふさわしい学力があると学長  
が認めたもの
  - (9) 個別の入学資格審査により、大学を卒業し  
た者と同等以上の学力があると学長が認めた  
者で、22歳に達したもの
- 2 博士課程後期に入学することができる者は、  
次の各号のいずれかに該当する者とする。
- (1) 修士の学位又は専門職学位を有する者
  - (2) 外国において、修士の学位又は専門職学位  
に相当する学位を授与された者

- (3) 外国の学校が行う通信教育における授業科目を我が国において履修し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (4) 我が国において、外国の大学院の課程を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置づけられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了し、修士の学位又は専門職学位に相当する学位を授与された者
- (5) 学校教育法施行規則第156条第4号の規定により文部科学大臣の指定した者
- (6) 個別の入学資格審査により、修士の学位又は専門職学位を有する者と同等以上の学力があると学長が認めた者で、24歳に達したもの

**入学時期** 入学は、学期（前期4月1日開始、後期9月24日開始）の始めとする。

**在学期間** 1学期（前期又は後期）又は1年とする。

**履修可能科目・単位数** 申請の都度検討

**授業料等** [検] 9,800円

[入] 県内の人 28,200円

県外の人 39,480円

※県内の者とは、入学する者が入学の手続きを行う日の属する月の初日において、引き続き1年以上広島県内に住所を有している者とし、県外の者とはそれ以外の者とし、す。

[授]14,800円（1単位あたり）

**出願時期** [前]、[通]：平成25年2月末日まで（海外からの応募は平成24年12月末日まで）

[後]：平成25年8月末日まで（海外からの応募は平成25年6月末日まで）

**単位認定時期** 学期末 [前]：9～10月 [後]：3～4月

**受講者数**

学部名	H22	H23	H24
人間文化学部	1	4	5
経営情報学部	1	1	47
生命環境学部	1	0	2
保健福祉学部	1	1	0

研究科名	H22	H23	H24
総合学術研究科(M/D)	1	0	5

**備考** 受講者数は、大学連携特別講座での受入を含む

## 鈴峯女子短期大学

<問い合わせ先>

鈴峯女子短期大学 教務課

E-mail [hirano@suzugamine.ac.jp](mailto:hirano@suzugamine.ac.jp)

TEL 082-278-1105 内線 411

FAX 082-277-0301

### 鈴峯女子短期大学科目等履修生規程

(平成6. 4. 1制定)  
(平成13. 4. 1全部改正)

(総則)

第1条 この規程は、鈴峯女子短期大学学則(以下「学則」という。)第57条第3項の規定に基づき、鈴峯女子短期大学(以下「本学」という。)の科目等履修生に関し必要な事項を定めるものとする。

(出願資格)

第2条 科目等履修生として入学することができる者は、高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において科目等履修生として適当と認めたものとする。

(出願手続)

第3条 科目等履修生として入学を志願する者(以下「入学志願者」という。)は、学期始めの1月前までに次の各号に掲げる書類に入学検定料10,000円を添えて、学長に願出しなければならない。

- (1) 科目等履修生志願書(本学所定の様式)
- (2) 最終学校の卒業証明書及び成績証明書
- (3) 他の大学又は短期大学に在籍している学生は、在学証明書及び成績証明書
- (4) 履歴書(本学所定の様式)

2 本学の卒業生が入学を志願する場合は、前項第1号の書類に入学検定料10,000円を添えて、学長に願出するものとする。

(願出出期限の特例)

第4条 学長は、入学志願者に特別な事情があると認める場合は、前条第1項の規定にかかわらず、学期始めの5日前までに願出することを認めることができる。

(履修期間)

第5条 科目等履修生の履修期間は、1学期(前期又は後期)とする。

(履修期間の更新)

第6条 科目等履修生が履修期間終了後なお引き続き履修を志願するときは、学期始めの1月前までに第3条第1項第1号の書類に入学検定料10,000円を添えて、学長に願出しなければならない。

2 前項の規定による履修継続をする者の入

学金は、徴収しない。

(履修できる科目数等)

第7条 1学年間に履修できる科目数は、10科目を超えないものとする。

2 栄養士養成課程の科目については、履修することができない。

3 教育実習を履修する場合は、教職専門科目の単位をすべて修得していなければならない。

(入学志願者の選考及び入学の許可)

第8条 入学志願者又は履修継続を志願する者に対して、教務委員会で審議のうえ選考し、教授会の議を経て学長が入学を許可する。

2 所定の期日に手続きを終え入学を許可された者には、入学許可書を交付する。

(入学金)

第9条 入学を許可された者は、入学金20,000円を入学時に納入しなければならない。

2 第3条第2項の規定により入学を許可された者については、徴収しない。

(履修料)

第10条 科目等履修生の履修料は、1科目につき1学期20,000円とし、入学を許可された日から2週間以内に納入しなければならない。

(実験・実習費)

第11条 実験、実習に要する費用は、必要に応じて科目等履修生の負担とする。

2 費用に関することは、別に定める。

(既納の入学検定料、入学金及び履修料の還付)

第12条 既納の入学検定料、入学金及び履修料は、いかなる事由があっても還付しない。

(科目等履修生証)

第13条 科目等履修生は、所定の科目等履修生証の交付を受け、常に携帯しなければならない。

2 科目等履修生は、図書館、食堂等について利用することができる。

(履修登録)

第14条 科目等履修生は、許可された授業科目を所定の期日までに、履修登録しなければならない。

(単位認定)

第15条 履修した授業科目について単位の認定を受けようとする者は、当該授業科目の試験を受けなければならない。

2 前項の試験及び出席状況による授業担当者の成績報告に基づき、教務委員会及び教授会の議を経て学長が単位の認定を行う。

(単位修得証明書の交付)

第16条 前条により認定された単位については、本人の請求により、単位修得証明書を交付する。

(入学許可の取消し)

第17条 学長は、科目等履修生が次の各号の一に該当するとき、教務委員会及び教授会の議を経て入学の許可を取り消すことができる。

- (1) 履修の実が上がらないと認めるとき。
- (2) 科目等履修生としてその本分に反する行為があると認めるとき。
- (3) 入学金及び履修料納入の義務を怠り督促を受けてもなお納入しないとき。

(雑則)

第18条 この規程に定めるもののほか、科目等履修生に関し必要な事項は、学則を準用する。

附 則

1 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

2 鈴峯女子短期大学聴講生規程(昭和55年9月19日施行)を廃止する。

附 則(平成8.10.11一部改正)

この改正規程は、平成8年10月11日から施行し、平成8年10月1日から適用する。

附 則(平成12.12.15全部改正)

1 この規程は、平成13年4月1日から施行する。

2 平成6年4月1日制定の科目等履修生規程の運用に関する細則は廃止する。

# 比治山大学

## (大 学)

**開設学部名** 現代文化学部  
**所在地** 〒732-8509 広島市東区牛田新町4-1-1  
**問い合わせ先** TEL:082-229-0122 (学生支援室)  
 E-mail:gakusien@hijiyama-u.ac.jp  
**ホームページ**  
**アドレス** <http://www.hijiyama-u.ac.jp/>  
**入学資格** 本学への入学資格を有する者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において適当と認められた者  
**入学時期** 学期始め  
**在学期間** 1学期又は1年間、更新可  
**履修可能科目・単位数** 1学期24単位以内  
**授業料等** [検]8,000円 [入]30,000円 [授]15,000円  
**出願期間** 毎学期始めの1か月前(外国に居住する者は、原則として3か月前)まで  
**単位認定時期** [前]:10月 [後]:3月

## (大学院)

**開設研究科名** 現代文化研究科  
**所在地** 〒732-8509 広島市東区牛田新町4-1-1  
**問い合わせ先** TEL:082-229-0122 (学生支援室)  
 E-mail:gakusien@hijiyama-u.ac.jp  
**ホームページ**  
**アドレス** <http://www.hijiyama-u.ac.jp/>  
**入学資格** 大学院への入学資格を有する者、又はこれと同等以上の学力を有する者で本学において適当と認められた者  
**入学時期** 学期始め  
**在学期間** 1学期又は1年間、更新可  
**履修可能科目・単位数** 1学期24単位以内  
**授業料等** [検]8,000円 [入]30,000円 [授]15,000円  
**出願期間** 毎学期始めの1か月前(外国に居住する者は、原則として3か月前)まで  
**単位認定時期** [前]:10月 [後]:3月  
**受講者数**

学 部 名	H22	H23	H24
現 代 文 化 学 部	6	4	1

研 究 科 名	H22	H23	H24
現 代 文 化 研 究 科 (M)	0	0	0

# 広島市立大学

開設学部・ 国際学部, 情報科学部, 芸術学部  
 研究科名 国際学研究科, 情報科学研究科, 芸術学研究科  
 所在地・ 〒731-3194 広島市安佐南区大塚東3-4-1  
 問い合わせ先 TEL:082-830-1504 (事務局教務学生室)  
 Fax:082-830-1823  
 E-mail:kyo-gaku@office.hiroshima-cu.ac.jp

ホームページ http://www.hiroshima-cu.ac.jp/  
 アドレス

入学資格 科目等履修生として入学することができる者は、学部にあつては高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者、大学院にあつては大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力を有する者で、本学において科目等履修生として適当と認めた者。

入学時期 学期の始め

在学期間 1年以内(前期の履修期間で入学を許可された科目等履修生が引き続き後期において履修することを志願するときのみ、期間更新可)

履修可能科目・単位数 実験・実習等の科目及び一部の科目は履修できないことがあります。

授業料等 [検] 9,800円  
 [入]市内の者 28,200円 市外の者 42,300円  
 [授]14,800円(1単位につき)

出願時期 研究開始日の1月前まで(入学検定料を納入し、必要書類を提出のこと)

[前]:平成25年2月28日まで

[後]:平成25年8月31日まで

単位認定時期 学期末 [前]:9月 [後]:3月

受講者数

学部名	H22	H23	H24
国際学部	8	8	6
情報科学部	2	3	0
芸術学部	4	1	2

研究科名	H22	H23	H24
国際学研究科(M)	0	0	2
国際学研究科(D)	0	0	0
情報科学研究科(M)	0	0	0
情報科学研究科(D)	0	0	0
芸術学研究科(M)	0	0	1
芸術学研究科(D)	0	0	0

# 広島国際大学

## (大学)

**開設学部名** 保健医療学部, 総合リハビリテーション学部,  
医療福祉学部, 医療経営学部, 心理科学部,  
工学部, 看護学部, 薬学部

**所在地・  
問い合わせ先** 保健医療学部, 総合リハビリテーション学部,  
医療福祉学部, 心理科学部＝  
〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36  
TEL:0823-70-4510 (直) (教務課)  
工学部, 看護学部, 薬学部＝  
〒737-0112 呉市広古新開5-1-1  
TEL:0823-73-8351 (直) (呉学務課)  
医療経営学部＝  
〒730-0016 広島市中区鞆町1-5  
TEL:082-211-5101 (直) (広島学務課)

**ホームページ  
アドレス** <http://www.hirokoku-u.ac.jp/>

**入学資格** 高等学校を卒業した者又はそれと同等以上の学  
歴を有する者

**入学時期** 学年又は学期の始め

**在学期間** 当該学年又は学期

**履修可能科  
目・単位数** 全学科で開講する科目 (原則として演習・実  
験・実習を除く授業科目)

**授業料等** [検]5,000円 [入]なし

[授]保健医療学部 20,000円 (1単位当り)  
総合リハビリテーション学部 20,000円 (1単位当り)  
医療福祉学部 15,000円 (1単位当り)  
医療経営学部 15,000円 (1単位当り)  
心理科学部 15,000円 (1単位当り)  
工学部 17,000円 (1単位当り)  
看護学部 20,000円 (1単位当り)  
薬学部 25,000円 (1単位当り)

履修に特別の経費を必要とする場合は, これを  
徴収することがある

**出願期間** [前], [通]:平成25年3月4日～3月5日  
[後]:平成25年9月2日～9月3日

**単位認定時期** 学期末 [前]:9月 [後]:3月

## (大学院)

**開設研究科名** 看護学研究科, 工学研究科,  
医療・福祉科学研究科, 心理科学研究科

**所在地・  
問い合わせ先** 看護学研究科, 工学研究科＝  
〒737-0112 呉市広古新開5-1-1  
TEL:0823-73-8351 (直) (呉学務課)  
医療・福祉科学研究科, 心理科学研究科 (修士  
課程)＝  
〒739-2695 東広島市黒瀬学園台555-36  
TEL:0823-70-4510 (直) (教務課)  
心理科学研究科 (専門職学位課程)＝  
〒730-0016 広島市中区鞆町1-5  
TEL:082-211-5101 (直) (広島学務課)

**ホームページ  
アドレス** <http://www.hirokoku-u.ac.jp/>

**入学資格** つぎのいずれかに該当する者

- (1) 大学を卒業した者
- (2) 学位授与機構から学士の学位を授与された者
- (3) 外国において学校教育における16年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) その他本大学院において, 上記(1)～(4)と同等以上の学力があると認められた者

**入学時期** 学年又は学期の始め

**在学期間** 当該学年又は学期

**履修可能科  
目・単位数** 博士前期課程、修士課程または専門職学位課程  
において開講する授業科目。1年につき6科目  
以内とする。  
(原則として, 演習・実験・実習を除く授業科目)

**授業料等** [検]5,000円 [入]なし  
[授]20,000円 (1単位当り)  
履修に特別の経費を必要とする場合は, これを  
徴収することがある。

**出願期間** [前], [通]:平成25年3月4日～3月5日  
[後]:平成25年9月2日～9月3日

**単位認定時期** 学期末 [前]:9月 [後]:3月

# 広島女学院大学

## (大学)

- 開設学部名** 文学部, 生活科学部, 国際教養学部,  
人間生活学部
- 所在地・問い合わせ先** 〒732-0063 広島市東区牛田東4-13-1  
TEL:082-228-0386 (内231~8) (教務課)
- ホームページアドレス** <http://www.hju.ac.jp/>
- 入学資格** 高等学校を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- 入学時期** 学年又は学期の始め
- 在学期間** 1年以内, 更新可
- 履修可能科目・単位数** 1年を通じ30単位以内, 実験, 実習科目は10単位以内
- 授業料等** 平成24年度 (実績)  
[検]10,000円 [授]26,000円  
実験・実習費について別途納入を求めることがある
- 出願期間** 3月25日~4月10日  
秋学期のみ開講の授業科目については  
9月10日~9月30日
- 単位認定時期備考** 学期末 [春]: 9月 [秋]: 3月  
事前に教学課・教務課まで問い合わせること

## (大学院)

- 開設研究科名** 言語文化研究科 (博士前期課程, 後期課程),  
人間生活学研究科 (修士課程)
- 所在地・問い合わせ先** 〒732-0063 広島市東区牛田東4-13-1  
TEL:082-228-0386 (内231~8) (教務課)
- ホームページアドレス** <http://www.hju.ac.jp/>
- 入学資格** 大学を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- 入学時期** 学期の始め
- 在学期間** 1年以内, 更新可
- 履修可能科目・単位数** 1年につき12単位以内
- 授業料等** 平成24年度 (実績)  
[検]10,000円 [授]26,000円
- 出願期間** 3月20日~3月31日
- 単位認定時期備考** 年度末 (3月)  
事前に教学課・教務課まで問い合わせること

## 受講者数

学部名	H22	H23	H24
文学部	4	6	4
生活科学部	4	3	2
国際教養学部	—	—	0
人間生活学部	—	—	0

研究科名	H22	H23	H24
言語文化研究科(M)	0	0	0
言語文化研究科(D)	0	0	0
人間生活学研究科(M)	0	0	0

# 広島文化学園大学

(大学)

**開設学部名** 社会情報学部, 看護学部, 学芸学部  
**所在地** 社会情報学部=〒731-4312 安芸郡坂町平成ケ浜3-3-20  
 TEL:082-884-1001 (学生部)  
 看護学部=〒737-0004 呉市阿賀南2-10-3  
 TEL:0823-74-6000 (学生部)  
 学芸学部=〒731-0136 広島市安佐南区長東西3-5-1  
 TEL:082-239-5171 (学生部)

**ホームページアドレス** <http://www.hbg.ac.jp/>

**入学資格** 高等学校を卒業した者又は同等以上の学力があると認められる者

**入学時期** 学年又は学期の始め(4月, 9月)

**在学期間** 6か月以上

**履修可能科目・単位数** 学期において6科目12単位まで

**授業料等** [入]5,000円 [授]1科目20,000円  
 ※音楽学科専門科目に限り1科目22,000円  
 実験・実習費その他教育に必要な費用を別途徴収することがある

**出願期間** ([前]:3月10日まで [後]:8月31日まで)

**単位認定時期** 学期末([前]:9月 [後]:3月)

(大学院)

**開設研究科名** 社会情報研究科, 看護学研究科  
**所在地** 社会情報研究科=〒731-4312 安芸郡坂町平成ケ浜3-3-20  
 TEL:082-884-1001 (大学院担当係)  
 看護学研究科=〒737-0004 呉市阿賀南2-10-3  
 TEL:0823-74-6000 (学生部)

**ホームページアドレス** <http://www.hbg.ac.jp/>

**入学資格** 大学を卒業した者, 又は同等以上の学力があると認められる者

**入学時期** 学年又は学期の始め(4月, 9月)

**在学期間** 6か月以上

**履修可能科目・単位数** 学期において6科目12単位まで

**授業料等** [入]5,000円 [授]1科目20,000円  
 実験・実習費その他教育に必要な費用を別途徴収することがある

**出願期間** ([前]:3月10日まで [後]:8月31日まで)

**単位認定時期** 学期末([前]:9月 [後]:3月)

受講者数

学部名	H22	H23	H24
社会情報学部	1	2	1
看護学部	4	3	0
学芸学部	11	9	4

研究科名	H22	H23	H24
社会情報学研究科(M)	0	0	0
看護学研究科(M)	0	0	0
看護学研究科(D)	-	-	0